

令和6年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和6年3月22日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1
- 議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について
 - 議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
 - 議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
 - 議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
 - 議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
 - 議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
 - 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
 - 議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算
 - 議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第26号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計予算
 - 議案第27号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
 - 議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算
 - 議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算
 - 議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算
- 日程第2
- 議案第32号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第12回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡初浩
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	木村忠好
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
総 務 部 長	杉浦崇臣
財務グループリーダー	清水健
市 民 部 長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
経済環境グループリーダー	島口靖
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	磯村和志
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	村松靖宣
学校経営グループリーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

ここで、当局より発言を求められていますので、これを許可します。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 3月5日の総括質疑における発言の訂正をお願いしたいと思います。

内容としましては、総括質疑におきまして、3番議員の議案第12号に関する質疑にて、私が「所要の法整備」という答弁をいたしました。が、所要の法整備ではなく、所要の改正でございましたので、「所要の改正」に訂正をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 訂正を許可します。

次に、3月13日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月13日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第32号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日日程を追加し、議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力を申し上げ、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 本日の議事日程は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議案第32号、以上、議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件に

ついて各委員長の審査結果の報告を求めます。

まず、総務建設委員長、岡田公作議員。

〔総務建設委員長 岡田公作 登壇〕

○総務建設委員長（岡田公作） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和6年3月12日火曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案5件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について、委員より、所管が厚生労働省から国土交通省に替わったことで実務に影響はあるのかとの問いに、所管が替わったことによる実務への影響は特にないと答弁。

議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員より、今回の条例改正についてどのように周知するのかとの問いに、正副分団長会議、各分団の会議で周知を図ると答弁。

議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第5号から第9号全て挙手全員により原案可決。

以上が総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 岡田公作 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る令和6年3月13日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されま

した議案7件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、委員より、今回の改正後における議員報酬が県内の自治体における順位、市だけでも何自治体中、何自治体目なのか、行政側からの議案提案ということで、今回上げる理由はとの問いに、令和5年4月1日現在、議長、副議長及び議員は、名古屋市を除く県内37市中37位、改正後では、議長、副議長は37位、議員は36位となる予定。議員の報酬条例については、報酬審を受けて、市長当局側から議案を上程させていただいたと答弁。

議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、運営事業者の公募また選定、契約というのは、南部まち協さんがするのであって、市が直接関わることはないという理解でよかったかとの問いに、選定の部分については、指定管理者のほうが公募を行っていて、事業者を選ぶというような形で進めていくことになると答弁。

他の委員より、まち協さんが公募できる根拠、使用料、手数料条例がどの法令に基づいて今回の設定ができていいのかとの問いに、指定管理者に関する法令、条例、規則等に従って行くものと考えていると答弁。

議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、委員より、支給対象となる条件はとの問いに、週の勤務時間が15時間30分以上かつ任用期間が6か月以上と答弁。

議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員より、過去にこういった制度がないことによって仕事を続けられなかった方が見えるのかとの問いに、そういった例があるかどうか把握していないと答弁。

議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、委員より、今回の条例の制定の経緯はとの問いに、介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準や事業者の指定に関する基準を定めているもの。これまでは地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、そして介護予防支援が1つずつ別々の条例で定められていた。このため、国の省令が改正されるたびに複数の条例改正が必要となることから、今回、別々の条例で定められていた介護サービスを1つの条例に取りまとめることとしたものと答弁。

議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、上乘せサービスの廃止について、介護保険審議会ではどのような意見が出たのかとの問いに、上乘せサービスを設けた当初は、重度化を防ぐために活用するという意味合いが

強かったが、変わってしまっている。保険料への影響という点もあるが、横出しサービスを存続する意味があると思うが、上乘せサービスについてはある意味役目を終えた。また、今後、保険料が安くなる要素がない中で、保険料の軽減のための工夫は重要な課題だと思うなどといった意見と答弁。

他の委員より、上乘せサービスを利用している方は何名見えて、金額は全体でどのくらいかとの問いに、大体60名程度で、令和4年度の給付費ベースでいくと700万円ぐらいと答弁。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第10号は挙手全員により原案可決、議案第11号、議案第12号は挙手多数により原案可決、議案第13号から議案第15号は挙手全員により原案可決、議案第16号は挙手多数により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された議案に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

[福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇]

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、荒川義孝議員。

[予算特別委員長 荒川義孝 登壇]

○予算特別委員長（荒川義孝） 皆さん、おはようございます。

議長より御指名をいただきましたので、予算特別委員会の報告をさせていただきます。

本会議より付託されました案件は、議案第24号から第31号までの8議案であります。

委員会は3月7日、8日の2日間開催し、まず、正副委員長の選出を行い、委員長には私、荒川義孝、副委員長には神谷直子委員が選出されました。

付託されました議案8件については、7日は委員全員、8日は委員1名欠席、当局は市長をはじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

審査方法においては、一般会計予算についてはまず総括を行い、その後、歳入歳出ともに款ごとに、特別会計並びに企業会計については歳入歳出一括にて審査を行いました。

議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算、総括について、第7次高浜市総合計画における本市の目指す将来都市像の実現に貢献する事業、重点取組事業として優先して予算配分を行うこととした施政方針が示された中で、過去最高の予算編成になった考え方と特徴はどの問いに、令和6年度当初予算の編成に当たり、6つの重点取組事業における新規事業、そのほか、歳出の性質別で会計年度任用職員に新たに勤勉手当を支給するなどにより人件費が前年度比7,737万円の

増額、児童手当の制度改正などによる扶養費が前年度比2億2,224万円の増額、衣浦東部広域連合分担金の増額などにより、補助費等が前年度比1億4,194万円の増額となったことなどが過去最高額となった主な理由であるとの答弁。

緊縮財政でありながら、新たに自然災害等、予期できない災害がこれからも起こる可能性があると思うが、どのようにこの状況の変化に対して素早く対応していくのかとの問いに、本市を取り巻く環境はこれからも大きく変化していくが、固定概念にとらわれず、事業の必要性を見つめ直し、変革に取り組んでいく姿勢や意識が重要となってくると考える。職員一人一人が予算編成を自分事として捉え、知恵や経験、アイデアなど、持てる力を最大限に発揮し、見直しを行う際は、今後のDXに伴う行政事務の変化や効率化を考慮するとともに、新たな財源の確保、経常経費の削減については継続して取り組んでいきたいとの答弁でした。

1款市税について、固定資産税は前年対比3,534万3,000円の増額であるのに対し、都市計画税は前年対比286万8,000円の減額となっている理由はとの問いに、土地の増収に対しての家屋部分の減収のほうが上回っている。償却資産は固定資産のみの課税となっており、都市計画税については、土地と家屋の部分の相殺、トータルとして考え、減収と見込んでいるとの答弁。

法人市民税について、資本金10億円以上の法人への不均一課税導入に対する考えと、都市計画について税率を引き下げる考えはないかとの問いに、現時点では、市内企業の皆様に納得していただける特別な事情が見当たらないことから、資本金等による不均一課税の導入は考えていない。また、都市計画税についても、都市計画事業に充てる目的税であり、重要な財源となっていることから、現時点では引き下げる考えはないとの答弁でした。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金については、質疑はありませんでした。

5款株式等譲渡所得割交付金について、交付金がなぜマイナスになっているかとの問いに、県の資料を参考に積算しており、株主等に係る譲渡所得割が減少するというので、交付金のほうも減少となっているとの答弁でした。

6款法人事業税交付金については、質疑はありませんでした。

7款地方消費税交付金について、4,700万円減額の理由はとの問いに、県の資料を参考に積算しており、輸入額の減少に伴う貨物割の減少により交付対象となる地方税収の減少が見込まれるということから減額しているとの答弁でした。

8款環境性能割交付金、9款地方特例交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金、12款分担金及び負担金については、質疑はありませんでした。

13款使用料及び手数料について、学校開放施設の使用料が新たに計上された理由はとの問いに、これまで指定管理料の中に含めて、指定管理の施設と学校開放の施設運営を行ってきたが、令和6年度以降は学校開放を切り離して、委託という形で業務を行っていくことに伴って使用料を計上したとの答弁でした。

14款国庫支出金、15款県支出金については、質疑はありませんでした。

16款財産収入について、地域交流施設内の自動販売機設置貸付収入はどこからの収入になるのか、また、設置についての公募はどのようにとの問いに、相手方は、高浜市総合サービス株式会社で、設置に当たっては令和2年度に公募を行って選定したとの答弁でした。

17款寄附金については、質疑はありませんでした。

18款繰入金について、繰入金の11項目の繰入れ後の額はとの問いに、財政調整基金は約9億4,600万円、奨学基金は約1,400万円、たかはま夢・未来基金は約60万円、職員研修基金は約200万円、地域福祉基金は約240万円、公共施設等整備基金は約1億9,000万円、教育振興・子育て支援基金は約100万円、まちづくりパートナーズ基金は約560万円、森林環境譲与税基金は約60万円、港湾環境対策基金は約3,000万円、都市計画事業基金は約5,700万円との答弁でした、

19繰越金については、質疑はありませんでした。

20款諸収入について、広告料収入はどのような内容の広告で何社が協賛しているかとの問いに、最新の3月5日時点での広報の広告では、87枠に企業が、ホームページバナーは8社が出している。ほかに可燃ごみの袋に12事業者、本庁舎の1階の南玄関の市内地図にも広告を掲載しているとの答弁でした。

21款市債については、質疑はありませんでした。

次に、歳出につきまして、1款議会費については、質疑はありませんでした。

2款総務費について、町内会運営支援システムは、町内会運営支援アプリを導入していくが、選ばれたモデル町内会の会員全ての世帯にどうやって電子回覧板に参加してもらうかとの問いに、町内会・行政連絡会で話をする中で、実際に使い方の部分については説明会を開催したいと思っている。使い方をしっかりと説明する中で、町内会の中で会員さんにもしっかりとお伝えいただき、参加を促していきたいとの答弁。

I C T推進事業でキャッシュレス決済の使用できるものはこれから決まっていくと思うが、決済手数料が高く、今の段階で使用できないものはとの問いに、これから事業者を決定していくので、想定ではあるが、決済手段については、1つはクレジット決済、もう1つは交通系I Dといった電子マネー、あともう1つはP a y P a yなどといったQRコード決済を考えていると答弁。

防災活動推進事業の地域単位で防犯カメラの設置について、地域単位なのか、町内会単位なのか、また、プライバシーへの配慮はとの問いに、補助対象者をまちづくり協議会及び町内会という形に限定しているのは、地域自らの目で地域を守ってきた実績があるので、危険箇所をよく熟知されているであろうということで設定している。プライバシーについては、公共の空間を映すことが原則で、民地が映った場合には、網かけや撮影角度を変えていただくことをお願いしていくとの答弁でした。

3款民生費について、家庭支援費での出産・子育て伴走型支援について、令和5年度は妊娠期

から出産・子育てまでSNS、アプリを活用したオンライン面談、相談を取り入れ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を行ったが、今後の課題と取組はとの問いに、母子手帳アプリ「母子モ」については、紙の母子手帳と並行して子育て情報を速やかに直接届けることができるため、子育て支援策の1つとして活用している。オンラインでの面談やその予約ができるため、里帰り出産など、窓口や訪問などによる面談が困難な場合など、個々の事情に合わせて携帯電話で対話面談が可能となる。出産・子育て応援交付金事業では、妊娠の届出から妊娠・子育て世帯に寄り添い、身近な場所で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援が求められており、課題としてオンラインによる相談、面談の利用率が伸び悩んでいること、そして、民間企業が開発したアプリとなるので、転居した場合などのデータ移行等が課題となるとの答弁。

重層的支援体制整備事業について、支援体制を整備するとの事業と読み取れるが、現実的には、重層的支援が既に必要な方が見えるということ想定すると、それをやりながら地域を巻き込んで、そういう支援体制をつくっていくというイメージかとの問いに、重層的支援体制整備事業は相談支援、参加支援、それから地域づくりに向けた支援を具体的に進めるということで、福祉部において相談支援、参加支援について進めてきたが、地域づくりに向けた支援は、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場であったり、居場所を整備していくという事業になっていく。コロナもあり、今は進んでいないという状況ではあるが、地域づくりに向けた支援を推進するための部署を1つ立ち上げて、地域の皆さんと、まずはフラットな関係をつくって、地域に既にあるものを生かして居場所をつくっていききたいとの答弁でした。

4款衛生費について、自殺対策業務委託料において、自殺対策計画策定委員会の委員の構成は何人で、どのようなメンバーかとの問いに、委員は10名を予定し、学識経験者、労働団体、社会福祉協議会、市民団体、民生委員の代表、関係の行政機関として保健所や教育委員会を予定しているとの答弁。

健康たかしま21計画策定業務委託の内容はとの問いに、国や県も作成している健康増進法に基づく健康推進計画になっている。計画自体は今も進行しており、現在3期目であり、体の健康や心の健康、そして、お子さんたちの健康というところを柱に計画を策定し、保健事業を進めていくものとの答弁でした。

5款労働費について、労働対策推進事業の移住定住就業支援事業補助金について、昨年と同様100万円が計上された理由はとの問いに、本制度は、本市への移住・定住、また就業促進の施策であるので、引き続き促していきたいとの答弁でした。

6款農林水産業費について、明治用水中井筋改修工事について、本市は下流に位置し、上部からの放水、水がオーバーフローして浸水被害もあったが、下部のほうに浸水被害がなくなったとを感じるが、対策工事を進めてきたということかとの問いに、農地だけではなく、中井筋において市街地等への流入もある。浸水等の対策は整備ということで、そちらの部分も含めて改修が終わ

ったとの答弁でした。

7款商工費について、コミュニティバス運行事業のデマンドバスの運行について、目的地までの所要時間や停留所での待ち時間についてどのように考えているのか。また、刈谷線を従来どおり残すということであるが、新しく導入するデマンドバスとの連携、接続についてはどの問いに、目的地までの所要時間は1時間で最大12名運べると聞いており、予約の申込み状況によって距離が分からないところもあるが、一応5分から10分ぐらいが目的地までの所要時間。待ち時間については、5分ぐらい前に停留所のほうへお越しいただく案内をしていく。刈谷線との連携は、利用状況において利用者が判断されていくと考えているとの答弁。

高浜市商工会事業費補助金について、令和6年度予算は増額されているが、その理由はどの問いに、令和6年度の市内事業者へ経営改善であったり、経営指導に力を入れていくほかに、市内事業者へのCO₂排出量の削減をはじめとする、本市が今年度策定する環境基本計画に掲げる事業者への取組を促す活動を行っていくため増額しているとの答弁でした。

8款土木費について、生活道路新設改良費、市道新設改良事業について、工事場所とその中身はどの問いに、道路改良工事を予定しているのは市道港線の交差点改良、市道奥荒井線エヌティーテクノ北側の道路改良工事、市道研屋線の247号の交差点東の歩道設置、市道大根線ファミリーマート付近の側溝新設、市道東山小中根線パチンコだるま北側側溝改修、市道瀬ヶ振線碧南市境の側溝の新設の工事を予定しているとの答弁。

交通安全指導啓発事業、自転車用ヘルメット購入補助金について、啓発活動の実績とどのような啓発活動が行われていくのかとの問いに、補助制度の実績は、令和4年度が学生など209件、高齢者の61件の計290件、今年度、令和6年2月末で学生などが175件、高齢者が180件の計355件の申請の状況。来年度予算は、令和5年度の予算と同じ560件分を計上しているが、高校生は難しいと思うが啓発をしていきたいとの答弁でした。

9款消防費については、質疑はありませんでした。

10款教育費について、教育指導事業、部活動指導謝礼で118万8,000円について、令和6年度から外部指導者による部活動指導が行われるという指導要綱が示されていると思うが、この予算に組み込まれているのか、また、指導謝礼の内容はどの問いに、部活動指導者に対する謝礼であり、部活動の地域移行という流れへの対応を考えているが、既存の地域クラブの数やその種類が少ない本市の現状を踏まえ、地域移行を早急に図るのではなく、学校単位での部活動指導員の増員を図るために時間を増やしているとの答弁。

文化財保護事業補助金について、市指定有形文化財修復事業費補助金の内容はどの問いに、恩任寺が保有している木造阿弥陀如来立像の修復で、一木造りの平安時代後期に制作されたものと言われている文化財で、破損が見られる部分を直したいと希望があるので、予算を計上しているとの答弁でした。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、質疑はありませんでした。

議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、保険給付費等交付金で、短期保険証発行世帯数は331世帯となっており、加入世帯全体の7%となっている。協会けんぽのように半額事業所負担を行うことにより負担を下げることも国保でも行い、国保税を引き下げて短期保険証の発行数を減少させるため、県に対して補助金の増額を求めるといった考えはとの問いに、国の制度に基づき、その枠組みにそって粛々と進めていきたいとの答弁でした。

議案第26号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計予算について、議案第27号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算については、質疑はありませんでした。

議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算について、滞納者数が年度ごとに増加しているが、今後どのように解消していくのか、また、調整交付金の仕組みはとの問いに、対策して初期滞納者への早期対応が重要と考え、65歳到達時の口座振替の勧奨、介護認定申請時における納付指導、初期滞納者を対象とした電話催告等を実施している。調整交付金は、国の負担のうち5%相当分の市町村の努力では対応できない1号被保険者の格差是正をするもので、令和6年度は2.75%で見込んでいるとの答弁でした。

議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入における前年度と比較して所得割の税率が11.13%で1.56%上がっている。均等割も5万3,438円と前年比に比べると4,040円上がっている理由はとの問いに、保険料は令和6年、7年度に上がる予定であり、算定の考え方を示しているのが愛知県後期高齢者医療広域連合の保険料算定の考え方、基準数値として被保険者数の伸び率、医療費の総額、1人当たりの医療費の伸び率、医療給付費の総額、1人当たりの医療費の伸び率等を用いている。その上で、令和6年度並びに令和7年度に費用として必要な医療給付費やその他費用見込額から、国、県、市町村が負担する公費負担分として約5割と、若年世代からの後期高齢者支援金として約4割を差し引いたものが今回の保険料として徴収する課税総額となる。それを所得割総額と、被保険者均等割総額に案分して保険料を算出しているとの答弁でした。

議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算については、1日平均給水量は1万4,055立方メートルとあるが、今年の1日最大給水量は何立方メートルだったのか。また、有収率は何%を見込んでいるかとの問いに、令和5年度の1日最大給水量は7月27日に1万5,459立方メートルとなっている。有収率は、県内の平均が92.9%となっている。本市としては、昨年度の有収率は98.07%と県内で2番目の数字であったが、予算としては94%で積算しているとの答弁でした。

議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算について、大清水第一排水区での雨水ポンプの工事計画はとの問いに、令和6年度予算においては、ゲートポンプを据え付ける場所となる躯体構造物を整備し、その後、ゲートポンプの整備を予定しているとの答弁でした。

採決結果を申し上げます。

議案第24号、第25号、第28号、第29号、第30号、第31号は挙手多数により原案可決、議案第26号、第27号、挙手全員により原案可決。

以上が当委員会に付託されました案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますので御参照ください。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

[予算特別委員長 荒川義孝 降壇]

○議長（杉浦康憲） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、一般議案について。

13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について反対いたします。

そもそもコミュニティプラザは、設管条例第1条で設置目的を市民相互の連帯感及び住民自治の向上を図るとともに、高齢者、障害者、子どもたちをはじめとするすべての市民が地域で支え合う、やすらぎのある心豊かな地域共生社会の構築を目指し、コミュニティプラザを設置するとしているとおり、誰もが自由に使うことを前提に設置された施設です。

しかし、今回の条例改正は、設管条例第1条に反し、特定の者のみしか利用できないことや、設管条例第3条で規定されている事業に該当しない喫茶レストランやパン工房のような収益事業を行うことを認めるなど、公共施設としてはふさわしくない事業を行うことをさせるための条例改正です。

さらに、指定管理者が公募をして事業者を決めるということも理解できません。南部まちづくり協議会が行う委託でもなく、外出しで、その業務を依頼をかけていくものという内容の答弁がありました。この答弁は、具体的にどのような法令に基づいた発言なのでしょうか。

最後に、この条例改正は、公共施設において収益事業を行うこととなるため、補助金の返還となる可能性があります。法令に基づく改正でないことから、賛成することは議員としてできません。

次に、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について意見を申し上げます。

今回の改正理由の1つに、上乘せサービスの廃止があります。上乘せサービスは、65歳以上の第1号被保険者の皆さんの保険料を財源とし、国基準の支援限度基準額を超えるサービスです。上乘せサービスが廃止されるということは、高浜市の特徴が全くなくなってしまうということです。

廃止理由として、介護保険制度が始まって23年が経過し、その間、様々なサービスが充実してきたことに加えて、高齢者の保険料の負担軽減を図るためと説明がありました。また、このサービスの利用者は約60名で、約700万円の経費であったことが委員会の答弁で明らかになりました。

今回の介護保険料の改定では、廃止に伴い700万円が浮くわけですが、保険料は据置きにならず、残念ながら全ての段階において高くなります。近隣市において一番高い保険料でしたが、引き続き一番高くなると思われまます。

福祉文教委員会において、なぜ高浜市は介護保険料が高いのか、率直にお聞きしましたが、人口規模も違いますし、被保険者さんの人数も違います。介護の認定率も違いますし、もっと言いますと、保険料の段階に区分される所得の層ですね、各市要素が違うということでございますと答弁されました。

各自治体の事情が同じであることは考えられないので、違うことは当たり前ですが、具体的な数字でもって比較し、原因を究明し、エビデンスを用いて説明責任を果たしていただかないと、多くの市民は納得できないのではないのでしょうか。

物価高騰のさなかですが、年金は上がらず、生活保護費も上がりません。そんな中、生活保護受給者または老齢福祉年金受給者から全ての所得段階で介護保険料が上がります。

以上の理由から、この議案には反対を表明いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本議案は、高浜市南部ふれあいプラザの喫茶レストランとパン工房に使用料を新たに設定するものでございます。

高浜市南部ふれあいプラザは、設置された当初から、地域の方々、市民が気軽に集える場所として喫茶スペースが設けられてまいりました。指定管理者である特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会さんが事業の一部として運営されてまいりました。

令和6年度から、指定管理者に引き続き指定されることを機に、今までの事業を精査、見直しを含め考えられたところ、事業の透明性、公平性をより明確にするため、喫茶スペースの運営を

される事業者を公募による選定とし、利用料を徴収することとなったと聞いております。

市としては、この利用料を徴収するためには条例の改正が必須となり、今回の議案になったと理解しております。また、利用料金の金額について、算出された根拠も妥当であり、南部ふれあいプラザの喫茶レストランが設置されている理由、目的を考えたところ、適正な金額であると考えます。

議員の皆様におかれましては、南部ふれあいプラザが担っているのは本市が目指す地域共生社会の実現であり、この事業が公正公平にさらに進むために本議案が必要であることを考慮し、賛成していただくことをお願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、5番、野々山 啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、一般議案第12号について、公明党を代表して賛成の立場で討論をいたします。

議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正は、高浜市南部ふれあいプラザの喫茶レストラン、パン工房棟の使用料を加えるもので、南部ふれあいプラザの整備当初は、地域で障がいのある方を喫茶レストランという場で就労という体験を通じて支援する団体がなく、南部ふれあいプラザの設置目的に沿った運営をしていただける団体が立ち上がり、チャレンジドの自立に関する事業を担ってきました。

近年では、地域で障がいのある方を支援する活動に取り組む新規参入団体が増えており、公共施設の使用に係る公正性を確保するため、今回新たに指定管理の期が替わるタイミングで、使用料及び手数料条例の改正を行う必要が生じたため、この時期での条例改正と認識しております。

また、使用料の設定金額についての根拠は、路線価や建物評価額から算定されており、適正な金額設定になっていると考えられます。

今回の条例改正は、今後指定管理者が利用料を徴収していく上でも必要な条例改正であります。

以上で一般議案第12号につきまして賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正についてに関し、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

所得段階が第9期では17段階から20段階へと3段階増えております。協会けんぽの医療保険における保険料の段階は50段階の設定となっており、最高保険料と最低保険料との差については24

倍です。これと比べると、介護保険料の最高保険料と最低保険料との差は小さいですが、第8期より多段階化されたことは評価できます。

ただ、第8期末の基金残高を全額取り崩し、第9期の介護保険料引下げに反映させることなく、基金残高の取崩しは一部にとどめたこと、結果、これまで同様値上げとなり、近隣5市でもトップになることは非常に残念でなりません。

また、第1段階から第3段階の基準額に対する乗率が第9期では軽減され、年額は減少するとはいえ、国の低所得者に対する保険料軽減策により、実際に支払う金額は第8期よりも増加しております。物価高騰に特に苦しんでいる低所得者に対し、こうした対応となることには到底納得がいきません。

したがいまして、本議案には反対とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、10番、北川広人議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、議案第16号高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正についての賛成討論をさせていただきます。

この議案は、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料率の見直しや、上乘せサービスの廃止を行うほか、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行などに伴い、第1号保険料の多段階化といった所要の規定を整備するものであります。

その中身は、主に、第9期においては上乘せサービスを廃止し、区分支給限度基準額を国基準とすること、また、第8期において介護保険料が標準月額第5段階において5,820円だったものが、第9期では5,990円となり170円増え、所得区分においては、第8期は17段階だったものが、第9期は20段階となり3段階増えるというものであります。

介護保険の始まった当初では、国基準の区分支給限度基準額を上回るサービスを受けることができる上乘せサービスは、高浜市介護保険事業計画の目玉の一つだったと言っても過言ではないと記憶しております。

しかしながら、現在では、第1号被保険者数は9,500人を超える数となり、要介護・要支援認定者数は1,700人ほどにとどまっている現状からすると、介護予防の観点から始まった上乘せサービスはある面、一定の役割を終えたと判断すべき時期ではないかというふうに考えるものであります。また、現在では、上乘せサービスが一部の過剰なサービスにつながっている懸念もあることも拭い切れないというふうに考えます。

さらには、保険料率が上がる原因の一つになっているという考え方もあります。

よって、第9期において、上乘せサービス廃止に対しては評価できると考えてよいのではないのでしょうか。

また、所得区分の段階は、国の基準所得金額及び乗率の引上げに伴い、高額所得者のさらなる多段階化を実施するもので、低所得者等に配慮されたものであり、評価をすべきと考えます。

先ほど、全ての所得段階で値上がると討論をされた方が、二度も言っておられた方が見えましたが、低所得者は介護保険料は下がっております。資料もしっかりと見ないでいるのかと驚いているところであります。

最後になりますが、介護保険料が標準月額で170円の値上がりで済んだことも、上乘せサービスの廃止も含め、介護保険事業の適切な執行があつてのたまものだと考えます。他市と比べて介護保険料が高いと言われる方も見えますが、過去に遡ってみると、他市も使えるサービスが高浜市に追いついてくると同時に保険料が上がってきたことが明確であります。介護保険は、保険料に応じたサービスが受けられる事業であり、サービス利用者とその家族のためにある保険だということを改めて申し上げ、全ての議員の皆さんの御賛同をいただけますようお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は11時。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き当初予算案についての討論に入ります。

次に、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） 議長のお許しを得ましたので、議案第24号、第25号及び第28号から第31号までにつきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論させていただきます。

議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算について。

2024年度の一般会計予算額は179億9,220万円で、昨年比1億7,020万円増となっております。個人市民税が減少し、一方で法人市民税が増加となっております。中小零細企業などにおいては、物価高騰などで苦しいやりくりに追われております。中小零細企業に的を絞った施策は少なく、今後も厳しい1年になるのではないのでしょうか。

その下で、改善が求められる問題点を指摘しなければなりません。

新たな財源確保としての施策で、大企業の法人市民税に超過課税や不均一課税の実施に取り組みず、消極的な対応をしていることです。今日、景気が決してよいとは言えない中であっても、

大企業には法人税減税が行われています。これが大企業の内部留保金や株式配当を空前の規模に増大させる要因となっています。

さらに、証券優遇制度によって所得制限もなく、株式譲渡や配当所得への税率を一律10%に軽減しています。その結果、一部の資産家は億単位で減税の恩恵を受け、所得税の実効税率は累進性を喪失している状態となっています。

また、1億円を超える所得の人は、税率が下がることから1億円の壁とも言われ、改善が必要となっています。

また、この10年間で180兆円膨らみ、510兆円を超える大企業の内部留保、これに課税し、それを財源として中小企業を支援し、賃上げにつなげてはどうかと日本共産党は提案しております。

都市計画税は8億260万6,000円で、固定資産税40億5,762万2,000円、合わせると48億6,022万8,000円となり、重い負担となります。碧南市など軽減している自治体を見習い、軽減すべきであると考えます。

歳出では、総務費のリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金が計上されております。リニアは総事業費9兆円を超える大型公共事業であり、消費電力量が東海道新幹線の3倍も必要となります。大深度地下工事においては事故が発生しており、必要な地質調査が行われているのかが問われております。建設残土の処分計画を総点検するとともに、発生者責任を明確にするための法整備が必要です。

東海道新幹線の利用者は、コロナ禍の時期を除き、20年間横ばいです。今では、東京に行かなくてもオンラインで仕事ができる場所もあります。

リニアの必要性が低いことを考慮すれば、脱退を検討すべきであると考えます。

衛生費では、地域医療振興事業という名目で豊田会への補助金が出ています。高浜豊田病院を建設して10年間、新病院の移転新築費補助金、経営基盤強化補助金、固定資産税補助金、また、旧分院の固定資産税、土地借地料、草刈業務委託料など、計2億8,300円もの多額の費用を毎年支払っています。コロナ禍を通じた厳しい経営状態は、市内のほかの病院も同じ状況ですが、それらには補助はなく、豊田会に特化した補助に市民の理解は得られないと思います。豊田会ばかりではなく、ほかの病院への何らかの補助もぜひ検討していただくよう求めます。

教育費では、いじめ・不登校対策推進事業委託料が計上されています。年々増加してきている小・中学校の不登校者への対応については、いきいき広場内にほっとスペースを設置したり、中学校内への適応教室の設置、校外支援教室などを加えた支援体制の整備を行ったり、近年子供が抱える問題や原因の多様化、複雑化していく中で、学校だけでなく福祉部とも連携を図り、寄り添った対応を行っていくとのことでした。

これまで様々な対応を行ってきても増加してきた、そして、今後も増えていくことがあれば、対策や対応のどこに問題があったのか、その後の速やかな対応を図っていただくよう求めるとと

もに、クラスの子供一人一人に目を配ることができるようにする少人数学級を早急に進めていただくことも併せて求め、議案第24号は反対とさせていただきます。

次に、議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について。

年金生活者や非正規労働者、自営業者などの国民健康保険加入者は、近年の物価高騰や収入減少に大変困窮しています。短期保険者証も令和4年度世帯数4,749世帯のうち331世帯に発行されているといった状況です。

2014年、全国知事会は、低所得者が多く加入する国保の保険料負担が重いのは国保の構造問題だとし、公費1兆円の投入で高過ぎる保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げよう国に要望し、その後も国保への定率国庫負担を増額することを要望し続けています。

一方、被保険者の数に応じて、人頭税のようにかかる均等割に関し、2022年度から未就学児にかかる均等割が半額に軽減されましたが、18歳年度末までに拡大される動きは依然としてありません。

資本金10億円以上の法人への不均一課税を導入すれば、約1億円の増収が見込まれるとのことですが、これにより国保加入者の負担軽減を図ることができるのではないのでしょうか。

国保加入者の命と健康を保障することを第一に考え、加入者の立場に立った運用を行っていただくよう求め、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算について。

年金が減額され、さらに物価が高騰する中において、第9期介護保険事業計画では、保険料が増額とされております。大変残念でなりません。

調整交付金について、令和6年度は2.75%の見込みだとのことですが、本来この分は5%交付されるべきものです。国が25%補助を行うべきところを20%とし、残りの5%は後期高齢者の比率や所得水準によって変動し、これまで5%補助されたことはありません。

介護施設の実待機者数がここ2年間で減少しているとはいえ、令和6年2月現在89人もいるとのこと。介護の必要な高齢者は増えており、国の負担増がなければ、介護保険料を増やすか、サービスを落とすしかありません。

これまで、高浜市における介護保険料は愛知県でもトップクラスの保険料でしたが、次期計画でもさらに値上げとなります。次期計画では上乘せサービスが廃止されますが、横出しサービスの制度は残り、これが介護保険に入れて計算されている分、高くなっております。これを市の福祉施策で行うことにすれば、引下げは可能であると考えます。

よって、本議案には反対とさせていただきます。

次に、議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について。

2年ごとに改定される後期高齢者医療の保険料率ですが、令和6年度及び令和7年度の所得割率は9.57%から11.13%へと1.56%引き上げられ、また、均等割額は4万9,398円から5万3,438

円へと4,040円引き上げられます。賦課限度額については、66万円から80万円となります。

2年ごとの保険料見直し、75歳以上2割負担、負担強化と差別の後期高齢者医療制度はなくすべきです。

よって、反対といたします。

次に、議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算について。

豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムですが、これは総貯水容量が9,800万立方メートル、総事業費3,000億円以上という巨大公共事業です。このような事業に多大な設備投資をすることは、県の水道料金の値上げにつながる懸念があります。

高浜市は、県水から100%を受水していることから、本水道事業会計に与える影響は大きく、結果、市の水道料金に跳ね返ってくることとなります。

設楽ダム予定地は、1960年代初め、ほとんど同一の地点に電源開発株式会社が発電用ダム建設のための調査に入りましたが、二次調査に入らず撤退した場所です。この場所は、地質地盤条件が非常に悪く、ダム湖に水がたまれば、地滑り、液状化、地下水汚染や漏水のおそれがあります。水道料金の値上げにつながるばかりでなく、環境を破壊し、流域住民に危険を押しつけるこの設楽ダム建設を愛知県が推進することは許されません。

以上を申し述べ、反対とさせていただきます。

次に、議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算について。

環境問題は重要な問題です。水質汚染対策として、公共下水道事業は環境衛生からも大変重要な事業です。高浜市では、従来、下水道事業は公共下水道を中心に進められてきましたが、市内の地理的条件も含めて検討し、集落型下水道や合併浄化槽など経済性も総合的に勘案し、最適な下水道事業を推進する必要があります。

下水道が供用開始された地点は増えました。しかし、6年たとうとしているエリアの未接続率は13.5%あります。下水道への接続が経済的に困難であることが大きな要因ではないかと思われませんが、現在その対応として水洗便所改造資金あっせん制度があります。しかし、これは下水槽に切替えの際に発生する費用に対して、接続者が金融機関から融資を受け、その融資に係る利子の部分を市が助成するというものです。

年金生活の家庭など、金融機関から融資を受けることが困難な方におかれては、この先も下水道接続は無理であると思われれます。

下水道接続に当たり、住民負担を強いる今の下水道事業の進め方を見直し、国に対し住民負担を軽減する措置を求めるとともに、市としても負担金、接続費など住民負担の軽減を図り下水道整備を進めていくことを求め、反対とさせていただきます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（杉浦康憲） 次に、11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算の賛成討論を市政クラブを代表してさせていただきます。

私ども市政クラブは、昨年10月18日に、市長に対して、令和6年度予算編成に当たって政策提言書を作成して要望させていただきました。併せて、また令和5年12月定例会では、市政クラブを代表して、令和6年度予算編成の編成方針について一般質問を行いました。

政策提言では、特に第7次高浜市総合計画前期2年目を迎えて多くの課題に直面している中であるが、市民生活の安定と安心を確保するためには、限られた予算を計画的に配分し、住民の幸福度と満足度が上がることで、市民からの信頼が得られるものとする。特に高浜市を担う青少年育成事業は最も重要な政策の1つであり、子供たちに将来の夢と希望の持てる未来型投資が必要である。また、マイナ保険証や公金受取口座登録が増えたことにより、さらに地域のデジタル化に進むものと思われるので、行政として先を見通した的確なDX対応に向けた取組を進めていく必要がある。市政クラブとしても、第7次総合計画を確実に前進させるには、長期財政の安定化を図りつつ、経済状況に合わせて立ち止まり、振り返り、再検討していくとともに、市民、行政、議会が連携して一丸となって強靱な体制をつくり上げることが重要であると、令和6年度の予算編成に向けて政策提言させていただきました。

それに対して、市長は、本市においてもDX推進やGX推進、子育て政策などの財政需要の高まり、扶助費及び人件費等の義務的経費の増加に加えて、継続的な既存施設の長寿命化による投資的経費の増加等が見込まれているので、これらの現状及び将来を含めた様々な課題を再認識し、持続可能な行財政基盤の構築に向け、さらなる財政運営の健全化に取り組む必要があると認識され、令和6年度施政方針では、第7次高浜市総合計画を着実に前進させるために、令和6年度の予算編成ではテーマを「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、各事業における将来のあるべき姿から、現在の解決すべき課題を見いだすとともに、新たな行政需要に対応するため、既存事業の縮小、廃止を含めた検討を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図ることに主眼を置いた予算編成を進めていきます。さらに、予算編成方針における基本的な考え方では、抜本的な事業の見直し、ビルド・アンド・スクラップの徹底、重点取組事業への財源配分を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図り、予算編成に臨み、令和6年度の予算編成における重点取組事業には6事業を掲げ、引き続き厳しい財政運営が見込まれるこの先であるが、ただ単に緊縮財政とすることなく、限られた財源を有効に活用していく予算編成にしてまいりますと述べられました。

まさに、市政クラブから政策提言させていただきました方針と合致するものであり、議会と行政がより効率的なプロジェクトの実現のためにスクラムを組み、力を合わせて推進していくこと

に市民は期待を抱いています。まさに、市民の安全・安心を考えた市民ファースト予算となっていると考えますので、議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算に賛成するものであります。

続いて、議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について賛成討論をさせていただきます。

まず、一般被保険者療養給付費について、被保険者数は減少しているにもかかわらず、1人当たり給付額の増加傾向を見込み、令和5年度現年度予算比2,825万円増の21億2,740万5,000円を計上され、療養給付費見込みを適正に見込まれています。

また、保険医療窓口業務を高浜市総合サービス株式会社へ委託し、民間活力を最大限活用し、市民満足度の高い安定した窓口業務を推進されています。引き続き役割を分担し、市民満足度の向上に努めていただきたいと考えております。

今後見込まれるマイナ保険証への切替えでは、データに基づく診療が受けられるなど、マイナ保険証を利用するメリットも大きく、国のスケジュールにのっとり、確実に切替えを進めていただきたいと考えておりますので、賛成討論といたします。

次に、議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算についてです。

介護保険特別会計予算では、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定、いずれも令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする第9期介護保険事業計画を踏まえた予算計上となっており、令和6年度は第9期事業計画のスタート予算になります。今回は保険料を大きく見直され、増加する要介護高齢者への対策、介護費用の増加や制度の持続可能性といった様々な課題がある中、高齢者が住み慣れた地域で生き生き暮らせるまちを目指す第9期事業計画で進めていく介護サービスとフレイル予防を両輪として進めていくための各種施策が盛り込まれておりますので、いずれも必要な予算でありますことから、賛成討論といたします。

次に、議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療の保険料率について、所得割の税率は11.13%と前年度と比較して1.56%上昇し、被保険者均等割額は5万3,438円と、前年度比と比較して4,040円増加しております。これは主に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、令和6年4月から、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出生・育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みが導入されることによるものであります。少子化が急速に進む中、子育てを社会全体で支援することは重要な取組であります。

また、保険料率の算定では、余剰金等も活用し、可能な限りの保険料の増加抑制を図った結果であるとお聞きしており、適正に算定されたものと考えておりますので、賛成討論といたします。

続きまして、議案第30号及び議案第31号につきまして賛成討論をいたします。

初めに、議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算について、水道事業の収益の根幹となる有収率も高い水準を維持しており、このことは、日頃から水道管理の維持管理を適切に行わ

れていることによるものであります。

また、令和6年度予算では、配水管の更新に加え、高浜配水場のポンプ制御盤の更新など、安心・安全な水道事業の運営のために、水道施設の更新を計画的に進めていく予算となっております。

続きまして、議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計について。

水洗化人口を前年と比較して700人増の2万7,100人を見込み、管渠築造工事費は下水道10年概成を見据え、都市基盤施設である下水道の整備を計画的に推進し普及率を高めるとともに、雨水対策として大清水第一排水区の整備もしっかりと進めていく予算となっております。

以上のことから、議案第30号、議案第31号、両議案について賛成討論とさせていただきます。

本予算は、過去最高の予算となっております、市民にとって期待と希望に満ちた重要な令和6年度予算となります。市政クラブの政策提言とともに、高浜市の新たな前進につながる市民ファースト予算編成となっております。議会とともにしっかりと取組を検証し、「未来に繋ぐ変革予算」を推し進めていきたいと思っておりますので、一人でも多くの議員の御賛同をいただきますようお願いいたしまして、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号に対して賛成討論とさせていただきます。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（杉浦康憲） 次に、13番、倉田利奈議員。

[13番 倉田利奈 登壇]

○13番（倉田利奈） 議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算について反対の立場で討論いたします。

まず、令和6年度から8年度は、財政調整基金が10億円を下回ることとなります。継続的に10億円を下回る場合、行財政改革に着手し、抜本的に経費の削減を図り、緊急に対応をすると長期財政計画には書かれております。長期財政計画はこれまでも作成していることから、これは当に予測できたことなので、10億円を下回る前に対策をしていなければならないと考えます。

しかし、これまでとほとんど変わらない、もしくは、税金の無駄遣いが一層ひどくなっていると思えない予算編成となっており、賛成できるものではありません。

令和6年度から財政的に非常に厳しい3年間を、職員の見線ではなく、専門的な見線を加えて抜本的に事業を見直しながら予算編成に臨んでいく必要があるという理由から、本年度、行政経営改革ヒアリングが行われました。ヒアリングの対象案件は、まちづくり協議会関係補助金、町内会関係補助金、マシンスタジオの在り方、市民レガッタ、会計年度任用職員及び総合サービス、高浜市観光協会活動事業補助金、社会福祉協議会への補助金、以上7つの事業を対象に行われました。

まず、まちづくり協議会関係補助金では、税金を投入すべき事業かどうかを一つ一つ見直して

いくべき。全市民、全世帯に対してアンケート調査を行い、市民全体のニーズに即した事業かどうか見極める。公、共、私の役割分担をもう一度見直し、事業の過不足を洗い出すべき。繰越金は返還してもらうべきなどが報告されておりました。

町内会関係補助金では、資源ごみ立ち当番は、周知をしっかりと行えば廃止できるなどの報告がありました。

マシンスタジオの在り方は、ある特定の団体を存続させるための委託金を出しているのであれば、それはやめるべき。NPO法人ありきで考えることの見直しが必要。余剰金や前年度繰越金を鑑みると体力のあるNPO法人であると言えるため、委託費を算出する際は、相手の言い値にならないように注意が必要などが報告されておりました。

高浜市民レガッタについては、委託しているが、市民が駆り出されている。みんなで協力しているイベントで、謝礼を支払う必要はないのではないか。レガッタ大会を実施している他の自治体の決算状況を調べてみると、高浜市に比べて半分ほどのコストで実施できているなどの報告内容でした。

会計年度任用職員及び総合サービス職員の適正配置では、正規職員の人数が少ないことにより職員の負担が増えているのであれば、恐らく3つの身分の在り方を抜本的に見直す時期に来ているのではないか。高浜市は人口規模に比べて職員が少ない傾向にあるなどの報告がありました。

どの報告事項も、私からすれば当たり前の指摘事項であり、いち早く改善をしていかなければ高浜市の財政は一向によくなりませんし、本来事業として行っていかなければならない小・中学校の大規模改修などが今以上に遅れていきます。

これらの行政経営改革ヒアリングが令和6年度の予算編成にどのように影響したかを考えますと、マシンスタジオについて予算が来年度2,852万円となり、前年に比べ1,100万円が予算がマイナス計上となったことでしょうか。これについては評価したいと思いますが、他の報告事項については、来年度予算に反映されているように見えません。

マシンスタジオについては、NPO法人、非営利団体が運営してきており、これまでマシンスタジオの運営だけで毎年約1,000万円の純利益があったと考えられます。また、来年度から平日の営業時間の短縮や日曜日を閉館するのであれば、もっと削減できるはずです。

来年度、この行政経営改革ヒアリングについて、委託料106万7,000円が計上されていることから、報告を受けるだけでは意味がなく、それを実行していただかなければ委託する意味はありません。

しかし、このような委託自体、必要なのでしょうか。高浜市の行政が分かっている職員が問題点について理解しているはずです。というか、理解して改善できる職員はいないのでしょうか。

来年度もヒアリングを行うとお聞きしました。全事業について行政経営改革を行い、結果を財政運営にきちんと反映していただくよう申し添えます。

次に、主な問題点について申し上げます。

南部ふれあいプラザ耐震補強工事費が計上されていますが、平成18年に大規模改修を行った建物がなぜ今になって耐震がないということで耐震診断を行い、耐震工事を行うのかについて、いまだ明確な理由がなく、また、このような事態になったことへの責任の所在が明らかにされておりません。そして、市民が一般利用できる施設が談話室1室のみで、あとは、事業者が公共施設を利用しています。

第2南部ふれあいプラザは耐震強度があり、災害時には指定避難所になる施設であります。利用状況を鑑みても、第2ふれあいプラザに機能を移すことは可能です。

地域のほうと話し合いをした結果、残すと以前答弁がありました。旧大山会館や旧中央公民館は耐震強度が十分あり、災害時に利用できる施設です。多くの市民が利用の存続を求めた施設でしたが、中央公民館は取り壊され、大山会館は今後避難所としての利用しかできません。なぜ、南部ふれあいプラザだけ地域の声を反映したのでしょうか。

今回の耐震工事は、指定避難所として指定できる耐震強度を目指すこともしないということからも、公共施設の複合化に反した改修工事費の計上と考えます。

また、南部ふれあいプラザの指定管理料が1,400万円余りと高額になっています。翼ふれあいプラザ約483万円、高浜ふれあいプラザ約455万円、吉浜ふれあいプラザ約537万円、高取ふれあいプラザ約559万円それぞれ計上されています。南部ふれあいプラザの指定管理料1,400万円のうち、第1ふれあいプラザが814万6,000円になり、第2ふれあいプラザが約580万円と答弁がありました。なぜ第1ふれあいプラザが800万円以上も予算計上されているのでしょうか。

指定管理者の管理範囲は、1階部分については貸出しすることから、実質2階の談話室の運営費とコミュニティスペースやトイレの管理費のみになります。また、第1ふれあいプラザは、2階部分の電気代が約57万円、ガス代が約33万円、水道代が約56万円含まれていることから、光熱水費を差し引いても一番管理する面積が少ないにもかかわらず、一番管理運営費が高くなっています。

また、南部ふれあいプラザの耐震補強工事費の予算が1,608万8,000円計上されていますが、その耐震補強工事監理業務等委託料が683万1,000円と高額になっています。設計、工事監理等に係る契約を締結しようとするものは、建築士法第25条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で契約を締結するよう努めなければならないと建築士法第22条の3の4に規定されています。業務報酬基準は、建築主と建築士設計所が、設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法を示したものであり、平成21年国土交通省告示第15号に規定されています。

このことを踏まえ、耐震改修を促進する施策を強化促進するため、耐震改修業務が適正に実施される環境を整備する観点から、耐震診断、耐震改修に係る設計、工事監理等の業務報酬基準が定められました。この基準を活用して平成29年3月、国土交通省住宅局の業務報酬基準の改正に

ついてを参考に算定しますと、南部ふれあいプラザの耐震補強工事監理業務等委託料は高く見積もっても約270万円となります。よって、683万円の予算はあまりにも高額ではないでしょうか。

情報公開審査会の報酬が計上されておりますが、6年も前に申請した案件について答申が出ていません。審査請求をしてから1年以上経過するのに、いまだ答申が出ておらず、不信に感じた審査請求者が3月に情報公開審査会会長宛てに質問書を提出いたしました。その回答では、審議が行われた日から答申までの期間はおおむね3か月であるとありました。では、なぜ何年も答申が出ないのでしょうか。

このような審査会は非常に問題です。委員を刷新するなど、抜本的な解決策が必要ではないでしょうか。

昨年12月議会において、神谷直子議員が市政クラブを代表して、令和5年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について賛成の討論をしました。そこで、神谷直子議員は、医療費の利用者の増加や受診件数の増加に伴い、扶助費等を増額するため、こちらの扶助費も本当に必要な経費です、コロナ禍が続く、医療費の予算については当初予算では想定できなかったことが理解できません。ですが、しっかりと当初予算で予算化していくことをお願いを申し添えておきますと発言がありました。

しかし、障害者自立支援給付事業では、扶助費における障害福祉サービス等給付費は令和5年当初予算が8億2,243万5,000円でしたが、12月に補正予算1億4,103万円が組まれ、合計9億6,346万5,000円になりました。

しかし、令和6年度予算は8億9,603万9,000円となっていることから、6,842万6,000円も令和5年度より減額予算となっています。

同扶助費の障害児給付費も同様に、令和5年度当初予算と補正予算を合わせた金額より1,558万6,000円減額予算となっています。障害者扶助費は、令和6年度は令和5年度より少なくていいのでしょうか。

子ども医療費も同様に、令和5年度当初予算は2億2,429万3,000円でしたが、12月補正として4,520万1,000円が計上され、合計2億6,949万4,000円でした。こちらも令和6年度予算では2億3,867万4,000円で計上されていることから、令和6年度予算は令和5年度予算より3,082万円減額予算となっています。

母子家庭等医療扶助費においても、令和5年度当初予算は2,830万2,000円でしたが、12月補正で770万9,000円計上され、合計3,601万1,000円となりました。しかし、令和6年度は3,363万4,000円しか計上されておらず、令和5年度より237万7,000円減額されています。

扶助費に関しては、伸び率について加味した予算計上を行うべきではないでしょうか。にもかかわらず、今年度より少ない予算計上であれば、財政調整基金を少しでも多く見せるためのまやかしの予算編成であるとしか考えられません。

吉浜北部保育園空調設備更新工事費が743万4,000円計上され、来年度、長寿命化改修工事ではなく、空調の不具合により、先に空調工事を行う費用になります。高浜市公共施設総合管理計画では、吉浜北部保育園の長寿命化改修工事は一丁目一番地でありましたが、いまだ工事に入ることができず、毎回先送りになっています。当初の計画では、平成31年度に長寿命化改修工事を行う予定でしたが、5年以上経過したにもかかわらず空調工事のみ先に行う事態になってしまっています。

計画どおり長寿命化改修工事が行われていれば、不必要な工事費用ですし、長寿命化改修工事のとき一緒に空調も改修すれば、費用も抑えられたはずです。

公有財産購入費として3,862万2,000円が計上されております。たかはまこども園の保護者用駐車場のための土地購入費ということですが、園舎東側のたかぴあ駐車場の一部が保護者の送迎のための優先駐車場として利用されています。現状からすると、さらなる保護者の送迎のための駐車場が必要であると思えません。

令和2年9月定例会では、当時の副市長が、今回、一応公社のほうで先行取得という形を取らせていただいて、5年間の間でどうするかを決めたいと思いますと答弁していることから、当時から必要不可欠な土地ではないということになり、土地開発公社で先行取得できる土地ではありませんでした。当初、土地開発公社はこの土地を3,757万1,400円で買いました。5年間の利息等により105万600円増額した金額で、市が土地開発公社から買い戻すことになります。

本当に必要な土地であれば、市が直接購入することで税金の無駄を省くことができました。

12月議会でも申し上げましたが、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的とすることから、サービスの向上、もしくは経費の節減ができないのであれば、この制度を活用する意味がありません。

近隣自治体では、プロの演奏者による演奏会はもちろん、市民が個人や団体に参加できる演奏会の開催、市民大学講座、演劇、映画会、生涯学習につながる各種講座など、様々なサービスが提供され、公共施設の利用促進、生涯学習の促進、高齢者の外出促進につながり、最終的にはまちの活性化になっています。

高浜市ではどうでしょうか。吉浜交流館と春日庵及び女性文化センターにおける指定管理者である高浜市総合サービスの事業計画を見て、驚きを隠せませんでした。吉浜交流館と春日庵及び女性文化センターで行う自主事業について、自主事業例としか示されておらず、来年度の予定が全くありませんでした。

指定管理者評価委員会が機能していないことがよく分かりました。事業のノウハウが発揮できるような自主事業の予定も提案書に示されていないのであれば、市が仕様書を作成し、業務委託契約に基づく入札を行えば、管理運営費について削減できます。

女性文化センター及び春日庵の指定管理については、来年度以降から春日庵屋外トイレの清掃

と樹木の剪定を対象範囲としたことが増額の主な要因と答弁がありました。指定管理者の提案書にはそのようなことは示されていませんし、予算書でも確認できませんでした。240万円の増額予算について納得できる説明がありません。

学校開放事業については、指定管理事業の中に入れておくことがなじまないという理由から委託に変わりました。なじまないというより、法律上できるのかどうか確認していただくことが重要です。

来年度から委託で行うことについては一定の評価をいたしますが、引き続き1社随契での契約になることから、改善がまだまだ必要です。

戸籍住民基本台帳費委託料における総合サービスの委託料について、積算の根拠について見積額を参考にしたという答弁でしたが、正規職員、非正規職員の配置については請負契約であることから、こちらのほうから人数云々ということはございませんと答弁がありました。

見積りを市が行っているのであれば、市が作成した積算と同じ職員の配置がされているのかどうか確認すべきではないでしょうか。

また、会計年度任用職員で窓口業務を行った場合と比べ、委託をすることによる費用対効果について、エビデンスを基に示していただきたいと思います。

同じく小・中学校の給食調理業務委託料、用務員業務委託料、幼稚園の事務員兼用務員業務委託料について、偽装請負にならないよう、それぞれ職員とは別にチーフと呼ばれる仕事の指揮命令ができる職員を配置しています。

まず、株式会社に対し、1社随契できる理由については、法令上適正であると言えないのではないのでしょうか。また、チーフを配置することで人件費がその分増えますし、外部企業で委託をすれば消費税も上乘せされます。

市が直接雇用した場合の金額と、委託した場合の金額の見積りを行い、費用対効果について検証が必要です。

シティマラソンですが、たかはまスポーツクラブを中心とした実行委員会形式で開催と答弁がありました。たかはまスポーツクラブへの委託料が計上されております。全てをたかはまスポーツクラブに委託するのではないと答弁しながら、参加料の徴収や協賛金は受託者が行うと答えています。

そのような委託であれば、参加料や協賛金は歳入に計上されなければなりません。歳入に計上されておられません。歳入に計上されていないということは、受託者の収入となります。これは委託料以外に収入があるということになり、大きな問題です。

また、具体的に何を委託するのか説明がありませんでしたし、参加料や協賛金の徴収を受託者が行うのであれば、受託者が主催者になるのではないのでしょうか。そうであれば、部分委託とはならないはずです。

シルバー人材センター北駐車場において、市が借りている部分について返すよう、私は一般質問で求めました。こちらは年間の借地料が96万円余りとなっています。関連質問で、特別支援学校の通学者の送迎場所として必要であるという質問や答弁がございました。シルバー人材センター北駐車場は、市が所有している土地もあることから、借地を返しても特別支援学校の送迎について問題は生じないと考えますが、いかがでしょうか。

私は、特別支援学校送迎のための保護者駐車場を確保することは、市の責務であると考えます。碧南市や刈谷市では、市役所駐車場の中までスクールバスが入ってきて、保護者は屋根がある身障者用駐車場を利用することができ、雨が降っても乗り降りに困らないような状態になっています。高浜市においても、保護者の要望をよく聞いて、近隣自治体のような配慮をしていただきたいと思います。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業では、購入後の維持費は補助の対象にならないことや、高校生の入院費の無償化、小・中学校及び公立幼稚園に対する給食費の補助など、近隣市で行われている施策や、市民が要望する施策については予算が計上されておられません。

また、給食費の公会計化については、国が強く求めているにもかかわらず、来年度予算が計上されていないことから、来年度の実施はありません。また、再来年度の年度当初から実施するのであれば、施策実施に向けた準備に係る経費が必要になりますが、それについても計上されておられません。

高浜市の中学生の給食費は、県下の中学校の中で一番高いことが私の調べで明らかになったことから、いち早く公会計化にすべきです。

そして、一番の無駄は、かわら美術館・図書館の指定管理料です。年間1億8,229万円、月に換算すると月額約1,500万円、市民が納得できる金額でしょうか。委託や指定管理契約に対する違法な1社随契の乱用など、多くの問題が判明しました。

令和6年度予算編成に当たり、税金の無駄を省いたところや就学援助費の基準の改正など、職員の努力が僅かながら見られました。そこについては評価したいと思います。

しかし、行財政改革を行った予算編成であるとは到底言えません。財政調整基金が予算編成後、9億4,600万円あるように見せかけた予算編成であると考えます。

一部の企業、事業者などへあまりにも付度していることから、大規模な改革が必要です。

そして、任期付職員として弁護士を2名雇用し、その上、顧問弁護士契約も行き、また、外部の弁護士とも契約をする予定となっております。訴訟に関しても任期付職員の弁護士が代理人を務めるのではなく、また、別で委託契約をしています。ここまで弁護士と契約をされているのであれば、議案提案について、各弁護士から見解をいただき、法令遵守で行政を行っていただくようお願いいたします。

最後に、行政経営改革ヒアリングを来年度以降、本格的に行うことで抜本的に事業の見直しを

行っていきたいと考えていますという答弁がありました。今後、抜本的な事業の見直しや無駄の削減を期待し、反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算から議案第25号、議案第30号、議案第31号について、公明党を代表し、一括して賛成の立場で討論をいたします。

市長は、施政方針の中で、新たな行政需要に対応するため、既存事業の縮小、廃止も含めた検討を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図る「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、編成をいたしましたと述べられました。近年の物価高騰の影響は様々な分野にも及ぶため、今後も厳しい財政状況が続くと考えます。

そんな厳しい中、令和6年度高浜市の一般会計予算の総額は179億9,220万円で過去最高額となっております。それは、DX推進、GX推進、子育て施策などの財政需要が高まっており、新たな行政課題に着実に対応していくことが数字に表れているのだと信じています。

歳入の根幹である市税収入は89億4,684万円が計上されております。個人市民税は、前年度比6.4%の減額を見込んでおりますが、法人市民税は法人税割の増により11%の増額を見込んでおります。

歳出を見ますと、DXの推進では、ICT推進事業などのキャッシュレス決済の導入や、私ども公明党が以前からお願いしておりましたおくやみ窓口の設置、町内会役員等の負担を軽減するための町内会運営システムの使用料を計上しています。

また、みんなでまちづくり事業のこども若者会議での運営費で、子供たちへの投資もしっかりとしています。安心・安全なまちづくりには欠かせない防犯活動推進事業、地域共生社会を実現していくための重層的支援体制の整備事業、都市基盤の整備では、局地的集中豪雨などへの雨水対策として排水施設の工事費用などのインフラ事業、これらもしっかりと予算化されており安心です。

市民の足となるAIを活用したコミュニティバス運行事業やLINEを活用した電子クーポンの実施は、多くの方が利用され、経済の活性化にもつながると大変に期待しております。

また、保育園管理運営事業、幼稚園維持管理事業、教育環境整備のための小学校長寿命化改良工事などが計上され、公共施設総合管理計画を的確に前へ進める予算となっております。厳しい財政状況が続く中でも、市民サービスの向上を目指し、新規拡充事業の実施に必要な財源を確保していかなければなりません。

今後の少子高齢化社会や生涯現役のまちづくり事業の継続、産業経済活性化事業への予算など、

優先すべきものに重点を置いた予算編成になっていると思われま

す。以上のことから、賛成討論とさせていただきます。

国民健康保険事業は、出産育児一時金交付事業、生活習慣病重症化予防事業や医療費の抑制に取り組む事業内容となっております。徴収率の向上への取組も引き続きお願いし、国や県とともに健全な財政運営に向けた一層の努力を行っていただけるよう要望しまして、賛成討論といたします。

水道事業会計では、災害時に備え、耐震管への布設替え工事、雨水工事、下水への接続工事などが予算計上されております。必要な工事を着実に実行していただき、生活に欠かせない水道水の安定供給に努めていただくことを要望し、賛成討論といたします。

以上、議案第24号、議案第25号、議案第30号、議案第31号の賛成討論とさせていただきます。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、

原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は13時30分。

午後0時12分休憩

午後 1 時30分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第32号 令和 5 年度高浜市一般会計補正予算（第12回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第32号 令和 5 年度高浜市一般会計補正予算（第12回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は歳入歳出それぞれ13億589万3,000円を追加し、補正後の予算総額を194億1,103万円といたすものでございます。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は、上段の中根橋架け替え工事負担金事業と今回の補正予算で事業費を計上いたしております 7 件の計 8 件について、年度内の完了が見込めないことから令和 6 年度に繰り越すものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

地方債補正は、上段中ほどの吉浜幼稚園長寿命化改良事業は、事業の前倒しに伴い限度額を増額するもので、下段の高取小学校長寿命化改良事業から中学校施設改修事業までの 4 事業については、各事業の前倒しに伴い限度額を新たに設定するものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款 2 項 5 目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事、高取小学校給食施設改築工事等に対する補助金を、中学校費補助金は、南中学校のトイレ改修工事に対する補助金を、幼稚園費補助金は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事における下水道整備事業に対する補助金をそれぞれ計上いたすものであります。

18款 1 項 1 目基金繰入金の公共施設等整備基金繰入金は、高取小学校及び吉浜小学校の仮設校舎賃借料等の財源として増額いたすものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

10款 2 項 3 目学校建設費の 2、小学校長寿命化改良事業は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化を図るための改良工事等に係る監理業務委託料、工事費及び仮設校舎賃借料を計上いたすものであります。

10款3項1目学校管理費の2、中学校維持管理事業は、南中学校南校舎西側トイレの洋式便器化及び乾式化への改修に係る工事費を計上いたすものであります。

10款4項1目幼児教育費の3、幼稚園維持管理事業は、吉浜幼稚園長寿命化改修工事における下水道整備事業に係る工事費を計上いたすものでございます。

なお、小・中学校及び幼稚園におけるこれらの事業費につきましては、国の令和5年度一般会計第1次補正予算分として、国から学校施設環境改善交付金事業の決定を受けたため、市の令和5年度補正予算として計上する必要があることによるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 1件だけ伺います。

今回の補正予算（第12回）が後からの追加となってしまったこの理由についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 先ほども総務部長のほうから説明がありましたが、実際に2月22日に国の交付金の交付決定通知があったことから、交付金の中身の確認や補正予算書の作成等に関する時間が必要となりまして、このタイミングとなっております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、2月22日に通知があったということなんですけれども、これ、それぞれの事業全て2月22日の内示が決定されたということなんですか。その確認をしたいのと、あと、ちょっとすみません、改修工事に係る内容について確認をしたいと思います。

まず、1点目としまして、高取小学校と吉浜小学校の改修事業で、今回も給食棟とかの改修が工事内容として入っているんですけれども、改修に当たって、アレルギーを持ったお子さんへの対応食ができるのかどうかについて確認をしたいのと、あともう一点、トイレの乾式化、洋式化ということで、各小学校、それから今回の南中学校、書かれているんですけれども、これについて、洋式化、乾式化はいいんですけれども、いわゆる車椅子でも入れたり、あと、LGBTQのお子さんでも、児童・生徒さんでも気軽に入れるような、最近よく言われているのがみんなのトイレとかよく言われているんですけれども、そのようなトイレに関しては、私ちょっと、たしか高中では確認したことがあるんですけれども、各学校の状況についてお聞きかせたいのと、もちろんそういったところも床とか壁とかは改修していただけたらと思うので、そのあたりの確認。

それから、あと今回、公共施設の整備繰入金ということで、このその他のところが全部公共施

設等整備基金繰入金になるのかなと思うので、その確認と、そうなった場合の、この補正後の基金の残高についてどうなっているのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず、国の交付金の決定通知が全て22日かという御質問ですが、全て22日に来ております。

それから、給食施設に関して、アレルギー対応の設備はできるのかどうかというところですが、高浜市では、アレルギー対応ではなく、除去食対応という形で給食を実施しておりますので、その都度、除去しながら給食のほうは対応していくという体制を取っております。

それから、トイレにつきましては、長寿命化改修に併せまして、新たに多目的トイレの設置をしております。特に、高取及び吉浜につきましては、屋内だけではなくて屋外のトイレにも多目的トイレを設置しているところでもあります。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 特定財源のその他ですが、公共施設等整備基金となっております。

この補正後の公共施設等整備基金の令和6年度末の残高といたしましては、約1億円となっております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今、令和6年度の残高と言われたんですけども、ちょっと令和5年度の残高をちょっとお聞きしたかったというのと、あと、南中学校の多目的トイレの状況についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、やはりこの改良工事をしている間というのは、使えない教室は仮設校舎に行ったりということで、状況がいろいろ変わってくるんですね。そうなった場合、いわゆるこれ全ての学校において、これ避難所になっていることから、避難所レイアウトの内容も変わってくるのかどうか。もし変わってくるのであれば、そのあたりが市民にどのように周知されているのかについても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（清水 健） 公共施設等整備基金の令和5年度末、今回の補正を反映した後の残高でございますが、約1億7,000万円となっております。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 南中学校のトイレの状況ですが、今回はあくまで南校舎の西側のトイレの改修工事を行うものでありまして、特に多目的トイレを設置するというものはございません。

多目的トイレの設置状況ですが、ちょっと南中学校に関しては、現在ちょっと情報を持っておりません。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 避難所のレイアウトにつきましては、今現在は既存の施設を対象にレイアウトを作成しております。部屋とかそういったものが大幅に変わらなければ、レイアウト自体は大きくは変化しませんが、出来上がりというか、確定した時点で、その都度レイアウト等は地域と運営について話し合いながら修正をしておりますので、その都度必要に応じて修正していくということでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第32号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第32号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、小学校長寿命化改良事業を主とするものであります。高取小学校長寿命化改良工事等に関し、議会初日の議案第4号 工事契約の変更についての反対討論において、倉田議員が、国土交通省の工事請負契約書運用マニュアルによると、基準日からスライド額確定までは14日以内になっている、正式な手続を踏んでいないとの発言をしていましたので、今回の補正において繰越明許を計上しても問題のないことを、議決済みの事項を基に関連がありますので、それを立証いたします。

国土交通省の工事請負契約書第26条第1項から第4項の全体スライド条項の運用マニュアルを確認しました。国土交通省のホームページに示されているこのマニュアルは、全国の自治体が準用して実務を行っているものと考えます。マニュアルに記載されている事項について、正しくは

スライド額協議開始からスライド額確定までが14日以内となっており、倉田議員の言われる基準日からスライド額確定までは14日になっているという事項は明記されておらず、倉田議員の主張した発言内容は全く確認できませんでした。どういうことでしょうか。

本市は、請求日である9月21日を基準日とし、9月26日に12月1日よりの概算スライド額協議の通知を行い、12月14日に概算スライド額を決定しています。その後、再度通知をし、2月6日に最終スライド額を協議を行い、2月8日に最終スライド額を確定しています。よって、スライド協議開始からスライド額確定までの期日の要件を満たしております。

また、請求日以降、14日以内と規定されている出来高の確認も9月中に行っていることが確認できました。

基準日から最終スライド協議開始まで数か月の時間を要したことは、現行契約に対しての残工事量の算定や単価の積算、見積り作成など、慎重を期したと考え、特にマニュアルでもこの期間は設けられていないため、問題はありません。

また、変更契約においては、高浜市契約約款第26条第1項及び第2項を遵守し、契約後12か月が経過した後に変更契約を行っていることから、正式な手続をしっかりと踏み、問題がないことを基に、賛成した議員は議決しておりますので、今回の繰越し補正も適切な内容であることが立証できております。

当局に根拠やエビデンスを一方的に求めるだけでなく、議員側も思い込みではなく、しっかりと根拠やエビデンスを確認した上で質問や意見を言うべきと考えます。

正式な手続にのっとり進められ、議決された議案第4号は、3,394万6,000円増額した後に、令和5年度中に完了する工事と、令和6年度へ繰り越す工事として振り分けられ、事業が推進されていきます。

最後になりますが、全ての事業において、子供たちの教育環境の向上を図るための予算を繰越しし、計画されていることは言うまでもないため、賛成とさせていただきますので、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第12回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

令和6年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月22日から本日3月22日までの30日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意2件、議案30件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案どおり御同意、あるいは御可決を賜り、誠にありがとうございました。報告2件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました建設的な御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

4月13日からかわら美術館・図書館において、企画展「ヤマザキマリの世界展ー世界で生きて、世界を描くー」が始まります。ヤマザキマリ氏はイタリアをはじめ、エジプト、シリア、ポルトガル、アメリカなどの様々な国で暮らしました。ニューヨーク文化を通じて、古代ローマと現代日本の共通点と相違点を描く漫画「テルマエ・ロマエ」など、世界で得た知識や経験を生かしたヤマザキマリ氏の作品は、私たちに多彩な視点を与えてくれます。異なる文化を知り学ぶことは、まちづくりにおいても重要な視点でございます。

愛知県の発表によりますと、高浜市は昨年6月末時点で人口に占める外国人住民の割合が9.49%と県内で最も高く、産業、消費活動など、多方面で重要な役割を果たしています。

市においても、多文化共生コミュニティセンターなどを通じ、外国にルーツを持つ方々の支援に努めていますが、何よりも大切なのは、人々がお互いを知り、交流することでございます。

議員の皆様におかれましても、多様な文化を持つ人々が安心して暮らせる地域社会の実現のため、市や地域の方々の活動に御協力をいただければと存じます。

最後に、議員の皆様におかれましては、市政発展のため、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） これをもって、令和6年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月22日の開会以来、本日までの30日間、長期にわたり、議員各位におかれましては終始熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

1期生の議員におかれましては、昨年度の改選から4回の定例会が過ぎ、一回りしました。いろいろと思い描いていたこと、違ったこと、いろいろあったと思いますが、今後の経験にしてい

ただければと思います。

そして、今定例会は、令和6年度の予算案という大きな議案が可決されました。当局におかれましては、出された意見を生かしていただき、今後とも市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政進展のために、一層の御尽力をくださるようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後1時50分閉会
